



夏季一斉休業が試行へ 週5日勤務の非常勤職員には最低1日の 実質的な夏季休暇が

法人は、8月15日～17日の3日間を夏季一斉休業として試行することを決めました。これに伴い、非常勤職員は、1週間の勤務日数と年次休暇の残日数に応じた日数分、職務専念義務が免除されます。これまで組合は、「非常勤職員への夏季特別休暇」を要求してきましたが、今回の職務専念義務の免除は、実質的には夏季特別休暇に相当するものであり、組合の要求が一部実現したといえます。

夏季一斉休業の方針決定に先立ち、組合は法人から素案の提示とそれに対する意見を求められ、次のような意見を提出しています。

- ・ 夏季一斉休業の趣旨には賛同する。
- ・ 有給休暇の利用になるために、強い休暇取得要請とならないこと。
- ・ 有給休暇とは別枠で一律に休暇を与えるという形式が望ましい。

その結果、後に示すような、事務局の夏季一斉休業の試行が決定されました。組合に当初提示された案よりも、職務専念義務免除の幅が広がっています。

法人が組合の意見を求めてくるということは、様々な法人の施策実施において労働者の視点を取り入れるという点で、働きやすい職場環境の実現において大変意味のあることです。多くの職員の意見をくみ上げて、法人によりよい職場環境作りのための提言をしていくためには、多くの職員が組合に加入することが不可欠です。組合は今後もよりよい職場環境の実現に努力していきますので、より多くの職員の方々の加入をお待ちしています。

事務局各課等の夏季一斉休業（試行）について

1. 趣旨

夏季の授業休業中における業務が比較的軽減される時期に職員の年次休暇の取得促進及び子育て支援のため、事務局一斉に夏季休業を試行的に実施し、職員の心身のリフレッシュに資するとともに冷房エネルギーを低減し環境意識の醸成を図る。また、実施結果を検証し夏季休業の本格実施の可能性を探る。

2. 実施期間 8月15日（水）、16日（木）、17日（金）

3. 実施方法

職員に一斉休業の趣旨を説明し、休暇の取得について協力を求め実施するものとする。

(1) 事務職員、技術職員、再雇用職員

夏季の特別休暇又は年次休暇の取得による。

(2) 非常勤職員

年次休暇の取得による。

ただし、7月1日（「基準日」とする。）における年次休暇残日数に応じて、下表のとおり職務専念義務を免除する。

年休残日数		10日以上	6～9日	4日以下
勤務日	週5日	1日	2日	3日
	週3～4日		1日	2日
	週2以下			1日

※ 年休と合わせて、期間中の全てを休む場合に適用

(3) 派遣労働者

派遣元事業者と協議の上、適切に処理する。

注1 本計画の対象となる職員のうち、休暇の取得計画等により当該日の休暇取得の同意が得られない者には、当該職員への適用はできない。

この場合、通常の監督が不可能なため、各監督者は当該職員の3日間の業務計画を把握することとする。

4. 実施組織

事務局の全ての課（11課）、保健管理センター、高度技術支援センター及び趣旨に賛同する教育研究組織

※ 教室系非常勤職員も課所属職員と同様に取り扱う。

5. 対象職員数

事務職員 120名（施設マネジメント、情報課所属技術職員を含む）

技術職員 （27名）

非常勤職員 （37名）＋（約27名（教室系職員））

再雇用職員 （1名）

派遣労働者 （5名）

※ 員数には、教室系非常勤職員等はいっていない。

6. 教員等へ周知

- ・ 事前に各教員宛にメールで、通知し理解・協力を願う。
- ・ 各課入り口に「ご案内・お知らせ」を貼付する。

7. 関係機関への周知

- ・ 学外関係者には事前にお知らせする。
- ・ 各課入り口に「ご案内・お知らせ」を貼付する。

8. 緊急時の対応等

- ・ 外注警備員の勤務体制・勤務場所を考慮する。
- ・ 緊急連絡網により対応する。
- ・ 5月31日（創立記念日）の大学休業日と同様の勤務体制を採ることもある

9. その他

- ・ 8月16日（木）の大文字五山の送り火当日の構内ロックアウトは、事前周知を徹底するが、一部職員に当該時間の勤務を命ずる場合もある。